

## 商品概要説明書

平成 2 9 年 1 1 月 1 日現在

1. 商品名	スーパー定期貯金（単利型） 「冬福！！定期貯金 2 9 組合員限定」	スーパー定期貯金（単利型） 「冬福！！定期貯金 2 9 一般」
2. ご利用いただける方	・個人の方で組合員または組合にご加入いただける方	・個人の方
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式 1 年</li> <li>・自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。</li> </ul>	
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・A T Mでのお預け入れは対象外となります。</li> <li>・1 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満</li> <li>・新たにお預け入れいただく資金を対象とします。</li> <li>・1 円単位</li> </ul>	
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>	
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 満期後の取り扱い (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税 金 (6) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年 0. 2 0 %（税引後年 0. 1 5 9 %）を約定利率として適用いたします。</li> <li>・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金（1 年もの）に自動継続し、自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を 1 円として 1 年を 3 6 5 日とする日割計算をします。</li> <li>・2 0. 3 1 5 %※（国税 1 5. 3 1 5 %、地方税 5 %）の分離課税となります。</li> <li>※平成 4 9 年 1 2 月 3 1 日までの適用となります。</li> <li>・窓口でお問い合わせください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年 0. 1 5 %（税引後年 0. 1 1 9 %）を約定利率として適用いたします。</li> <li>・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金（1 年もの）に自動継続し、自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を 1 円として 1 年を 3 6 5 日とする日割計算をします。</li> <li>・2 0. 3 1 5 %※（国税 1 5. 3 1 5 %、地方税 5 %）の分離課税となります。</li> <li>※平成 4 9 年 1 2 月 3 1 日までの適用となります。</li> <li>・窓口でお問い合わせください。</li> </ul>
7. 手数料	—	
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0. 5 %を上乗せした利率）</li> <li>・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。</li> </ul>	
9. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。</li> </ul>	

<p>10. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすものを除く。)) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>																																										
<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店 (所) または当 J A (本商品を申し込まれた該当 J A) の下記連絡先にお申し出ください。 当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="608 645 1369 1216"> <thead> <tr> <th>J A 名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J A うま</td> <td>金融部 金融企画課</td> <td>0896-24-3737</td> </tr> <tr> <td>J A 新居浜市</td> <td>本店営業部 信用</td> <td>0897-37-1003</td> </tr> <tr> <td>J A 西条</td> <td>金融共済部 資金課</td> <td>0897-56-1800</td> </tr> <tr> <td>J A 周桑</td> <td>金融共済部 貯金課</td> <td>0898-68-6266</td> </tr> <tr> <td>J A おちいまばり</td> <td>本店業務部 信用業務課</td> <td>0898-34-1817</td> </tr> <tr> <td>J A 今治立花</td> <td>金融部 営業課</td> <td>0898-23-0246</td> </tr> <tr> <td>J A 松山市</td> <td>金融推進部</td> <td>089-946-1611</td> </tr> <tr> <td>J A えひめ中央</td> <td>金融部 金融企画課</td> <td>089-943-8731</td> </tr> <tr> <td>J A 愛媛たいき</td> <td>金融部 資金課</td> <td>0893-24-4181</td> </tr> <tr> <td>J A にしうわ</td> <td>金融部 業務課</td> <td>0894-24-1118</td> </tr> <tr> <td>J A ひがしうわ</td> <td>金融部 貯金課</td> <td>0894-62-1212</td> </tr> <tr> <td>J A えひめ南</td> <td>信用部 企画課</td> <td>0895-22-8111</td> </tr> <tr> <td>J A 愛媛県信連</td> <td>企画管理部 リスク管理課</td> <td>089-948-5273</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県 J A バンク相談所 (電話：089-948-5656) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 担当部署または愛媛県 J A バンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会 (電話：089-941-6279)</p>	J A 名	担当部署	電話番号	J A うま	金融部 金融企画課	0896-24-3737	J A 新居浜市	本店営業部 信用	0897-37-1003	J A 西条	金融共済部 資金課	0897-56-1800	J A 周桑	金融共済部 貯金課	0898-68-6266	J A おちいまばり	本店業務部 信用業務課	0898-34-1817	J A 今治立花	金融部 営業課	0898-23-0246	J A 松山市	金融推進部	089-946-1611	J A えひめ中央	金融部 金融企画課	089-943-8731	J A 愛媛たいき	金融部 資金課	0893-24-4181	J A にしうわ	金融部 業務課	0894-24-1118	J A ひがしうわ	金融部 貯金課	0894-62-1212	J A えひめ南	信用部 企画課	0895-22-8111	J A 愛媛県信連	企画管理部 リスク管理課	089-948-5273
J A 名	担当部署	電話番号																																									
J A うま	金融部 金融企画課	0896-24-3737																																									
J A 新居浜市	本店営業部 信用	0897-37-1003																																									
J A 西条	金融共済部 資金課	0897-56-1800																																									
J A 周桑	金融共済部 貯金課	0898-68-6266																																									
J A おちいまばり	本店業務部 信用業務課	0898-34-1817																																									
J A 今治立花	金融部 営業課	0898-23-0246																																									
J A 松山市	金融推進部	089-946-1611																																									
J A えひめ中央	金融部 金融企画課	089-943-8731																																									
J A 愛媛たいき	金融部 資金課	0893-24-4181																																									
J A にしうわ	金融部 業務課	0894-24-1118																																									
J A ひがしうわ	金融部 貯金課	0894-62-1212																																									
J A えひめ南	信用部 企画課	0895-22-8111																																									
J A 愛媛県信連	企画管理部 リスク管理課	089-948-5273																																									
<p>12. その他参考となる事項 (1) 取扱期間 (2) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年 1 月 1 日 (水) ~平成 29 年 1 月 29 日 (金)</li> <li>・取扱期間中であっても諸情勢によりお取り扱いを終了することがあります。</li> <li>・組合員限定商品は J A 愛媛県信連では取り扱っておりません。</li> </ul>																																										

説明書は店頭にご用意しております。詳しくは J A 窓口にお問い合わせください。